

りとする。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

2. 留意事項

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。
 - ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の處理及清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。
なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。
また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。
 - この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に関係する市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。
 - 剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。
- (2) 積雪対策推進事業に關し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。
- ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針
 - ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要
 - ・計画対象区域
 - ・除・排雪状況
 - ・積雪対策に資する下水道整備の全体概要
 - ・当面の事業実施計画
 - ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。
- (3) その他、「VII. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「VII. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

IX. 新世代下水道支援事業制度

1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

2. 交付対象事業

- (1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共樹及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
 - ② 净化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。
- (2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。

測定項目等

水素イオン濃度、水温、浮遊物質量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。
 - ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な樹、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。
 - ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。
 - ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。
- (3) 用地に関する交付対象事業の範囲について
- 事業実施のために新たに用地の確保を要する場合においては、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができます。
- 但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の設置に該当するものは除く。

3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。

また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

X. 下水道地域活力向上計画策定事業

1. 目的

- (1) PPP/PFI手法とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式(DB)、設計・施工・運営一括発注方式(DBO)及びコンセッションを含むPFI方式等とする。
- (2) 他の汚水処理施設とは、農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽、コミュニティプラント、屎尿処理施設等の汚水の適正処理のための施設とする。

2. 交付対象事業

交付対象となる調査については、PPP/PFI手法の活用やデジタル化を含む下水道施設(下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に必要な、事業実施手法の導入スキーム、実施方針等の検討(アドバイザリ費用を含む。)、施設老朽度調査及び施設情報の電子化を含む資産調査(デューディリジェンス)を含むものとする。

3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定」にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

XI. 内水浸水リスクマネジメント推進事業

1. 交付対象事業

「内水浸水想定区域図の作成」の交付対象事業の範囲は、下水道による浸水対策に係る区域(下水道による浸水対策を実施すべき区域を検討する上での検討対象範囲を含む。)とし、計画降雨や既往最大降雨、想定最大規模降雨などのうち、複数降雨を対象とするものも含むこととする。

XII. 下水道情報デジタル化支援事業

1. 定義

- (1) 「地理情報システム(以下、GISとする。)を基盤としたデータベースシステム」とは、下水道施設の管理等を目的に、主に位置情報を含む図形属性情報と文字属性情報で構成されるデータ等を地図上で表現するデータベースシステムのことである。
- (2) 「管渠等の施設情報や維持管理情報など」とは、以下のものとする。
 - ①予定処理区域及び予定排水区域等の面積や境界線、管渠やマンホール、ます等の位置、吐口の位置及び放流先の水位など下水道台帳の図面に必要となる情報
 - ②施設管理の高度化を図るために必要となる管渠やマンホール等の施設情報や維持管理情報、ストックマネジメント情報及びそれらに関連する図面や写真等
 - ③浸水防止の観点から実施するシミュレーション等に必要となるポンプ施設や貯留施設等に関する情報

2. 交付対象事業

- (1) 「デジタル化に係る業務等」として交付対象となる事業については、以下のものとする。
 - ①管渠等の施設情報や維持管理情報などのデータを整備し、GISを基盤としたデータベースシステムとして利用できるようにする業務
 - ②①を行うにあたって必要となる測量等の業務
なお、GISを基盤としたデータベースシステムの構築及び改修、保守・利用に係る業務については、交付対象事業にあたらない。

XIII. 下水道温室効果ガス削減推進事業

1. 交付対象事業

- (1) 「地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討」とは、下水道施設から排出される温室効果ガスの測定や排出削減のために必要な対策検討とし、対策として下水道施設以外の施設との連携が必要な場合には、当該施設の調査も含むこととする。
- (2) 「温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備」とは、温室効果ガスを削減することを目的として、従来の運転管理手法を変更するための計測機器や制御装置を設置・更新することとし、温室効果ガス削減効果が見込まれないものは交付対象事業にあたらない。

国水下事第46号
令和5年4月3日

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

社会资本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとする PPP/PFI 手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところである。これらの取組を一層推進するため、社会资本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会资本整備総合交付金等」という。）の交付にあたっては、令和5年3月31日付け国官会第24463号国土交通事務次官通知による社会资本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて以下のとおり取り扱うこととした。なお、令和2年3月31日付け国水下事第56号下水道事業課長通知は廃止する。

- ① 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを、下記1. のとおり交付要件とする。
- ② 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを、下記2. のとおり交付要件とする。
- ③ 汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則として PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB 等を言う。以下同様。）を導入することを、下記3. のとおり交付要件とする。
- ④ 平成30年度末までに、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省総財準1号等）により策定を要請している「広

域化・共同化計画」の策定に向けた検討に着手していることを下記4. - 1のとおり平成31年度以降の交付要件とする。また、令和4年度末までに、「広域化・共同化計画」を策定することを、下記4. - 2のとおり令和5年度以降の交付要件とする。

- ⑤ 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和3年度以降の交付要件とする。また、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑥ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記6. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑦ 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを、下記7. のとおり交付要件とする。
- ⑧ 人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経てることを、下記8. のとおり交付要件とする。

都道府県におかれでは、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底をお願いする。

1. 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の方公共団体。

(2) 対象事業

社会资本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) コンセッション方式導入検討の方法

「下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」（平成 29 年 1 月国土交通省下水道部）もしくは「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を行うことを基本とし、その検討単位としては、処理場単位、処理区単位などが考えられ、各地方公共団体の実情に合わせて適切な範囲で検討を行うこと。また、検討結果については、事業主体が策定する全体計画、中期ビジョン等の中長期計画、事業計画の策定または改定を行う場合には、それと併せて内容の点検・見直しを実施するなど、常にその内容が適切なものであるよう努めること。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が(2)に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、コンセッション方式導入の検討結果又はコンセッション方式の導入検討スケジュールについて、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

2. 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会资本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

ただし、平成 26 年 1 月 30 日付け国水下事第 50 号国土交通省下水道事業課長等通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業」を「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。なお、簡易な改築事業とは「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 3 億円以下と見込まれる事業」とする。

(3) 処理施設の統廃合に係る検討の方法

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月国土交通省、農林水産省、環境省）（以下「都道府県構想マニュアル」）を踏まえ、当該処理場を廃止し、近接する当該同一市町村内の処理場との統合もしくは流域下水道への接続をする場合について、社会情勢を適切に踏まえつつ、経済性比較等による検討を行うこと。

なお、検討にあたっては「都道府県構想マニュアル」に記載の「4-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」等を参考にされたい。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が(2)に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、当該処理場の統廃合の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 2 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

3. 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却熱利用施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点に詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

＜参考＞コンセッション・統廃合に係る検討と報告の時期について

年度	検討・報告時期
○年度以前	<u>コンセッション・統廃合の検討</u> (事業計画、中期ビジョン策定・改定時等)
○年度	改築基本設計 <u>コンセッション・統廃合の検討</u> （以前の検討結果を活用可能）
○年度末	検討結果の報告
○+1 年度	改築詳細設計
○+2 年度	改築工事

4. 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

4. - 1 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け国土交通省国下事第 56 号等）（以下、4 省通知という。）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び下水道事業を実施している管内すべての市町村が参画する検討の場（広域化・共同化に関する協議会、連絡会議、研修会及び講習会など）を設け、検討に着手していること。

(3) 国土交通省への報告

都道府県においては、「広域化・共同化計画」策定に向けた検討状況について、平成 31 年 3 月末日まで別添様式 3 により国土交通省まで報告されたい。

(4) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

4. - 2 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」の策定

令和 5 年 3 月末日までに、4 省通知により要請している「広域化・共同化計画」が策定されていること。

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

5. 公営企業会計適用に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 公営企業会計の適用

人口 3 万人以上の方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口 3 万人未満の方公共団体（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な方公共団体を除く。）については、令和 6 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。

6. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象方公共団体

全ての方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定期限及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

（2）に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

7. 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技術導入検討要件

(1) 対象方公共団体

全ての方公共団体。

(2) 対象事業

社会资本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設の新設、増設及び改築であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が原則 3 億円以上と見込まれる事業。（ただし、令和 2 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) 新技術導入検討の方法

下水道施設における新設、増設又は改築事業において、経済性、維持管理性、機能性等の観点から下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）の実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を行うこと。

なお、検討にあたっては B-DASH 実証技術適用表（国土交通省下水道部）及び B-DASH プロジェクト導入ガイドライン（国土技術政策総合研究所）を参考にされたい。

(4) 国土交通省への報告

（1）に該当の方公共団体が（2）に記載の事業についての建設工事に着手する場合は、新技術等導入の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 4 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

8. PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

※別紙 1：「民間提案を求める、適切な提案を採用する要件の流れ」を併せて参照されたい

(1) 対象方公共団体等

人口 10 万人以上の方公共団体等（流域下水道や一部事務組合の場合には、関係する市町村の合計人口が 10 万人以上の場合とする。）

(2) 対象事業

社会资本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業（ただし、詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応のために緊急的に実施する事業を除く。）

(3) PPP/PFI 提案窓口の設置

（1）の方公共団体等が、（2）を実施する場合には、国庫補助要望を行う年度（以下「要望年度」という。）の 4 月 1 日までに、ホームページ等に、民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口を設置すること（別紙 2：「民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ」参照）。

(4) 事業見通しの公表

（1）の方公共団体等が、（2）を実施する場合には、要望年度の 4 月 1 日までに、対象事業の事業見通し（事業名や対象施設）を公表すること（例：令和 6 年度予算で基本検討・設計や詳細設計に関する国庫補助要望を行う事業については、令和 5 年 4 月 1 日時点での実施見通しの公表が必要）。

民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R7年度要求の事例)

なお、事業見通しに相当する情報が、社会資本総合整備計画やその他の計画・戦略等（下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画（又はその簡略版）、経営戦略等）に掲載・公表されている場合には、これらをもって事業見通しを公表済みとすることができます。

地方公共団体等は、民間企業から対象事業に関する相談があった場合には、有益な提案を促すために可能な範囲で適切な情報提供を行うとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うなど、民間企業との円滑なコミュニケーションに努めること。

(5) PPP/PFI スキーム及び民間提案

適用する PPP/PFI 方式は、交付金を活用する整備等を含むコンセッション、PFI、DBO、DBM 等とする。また、民間提案については民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）第 6 条による民間提案に相当するものを基本とするとが、提案書の記載項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、地方公共団体等が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化できるものとする。

(6) 民間提案を受けた場合の地方公共団体等における提案の採否の検討方法

(1) の地方公共団体等が、民間企業から、(2) に関する補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる提案を、要望年度の 6 月 30 日までに受けた場合には、その旨速やかに国土交通省に報告するとともに、「PFI 事業民間提案推進マニュアル（R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室）¹⁾」等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また検討結果については、提案した民間企業に遅滞なく通知すること。

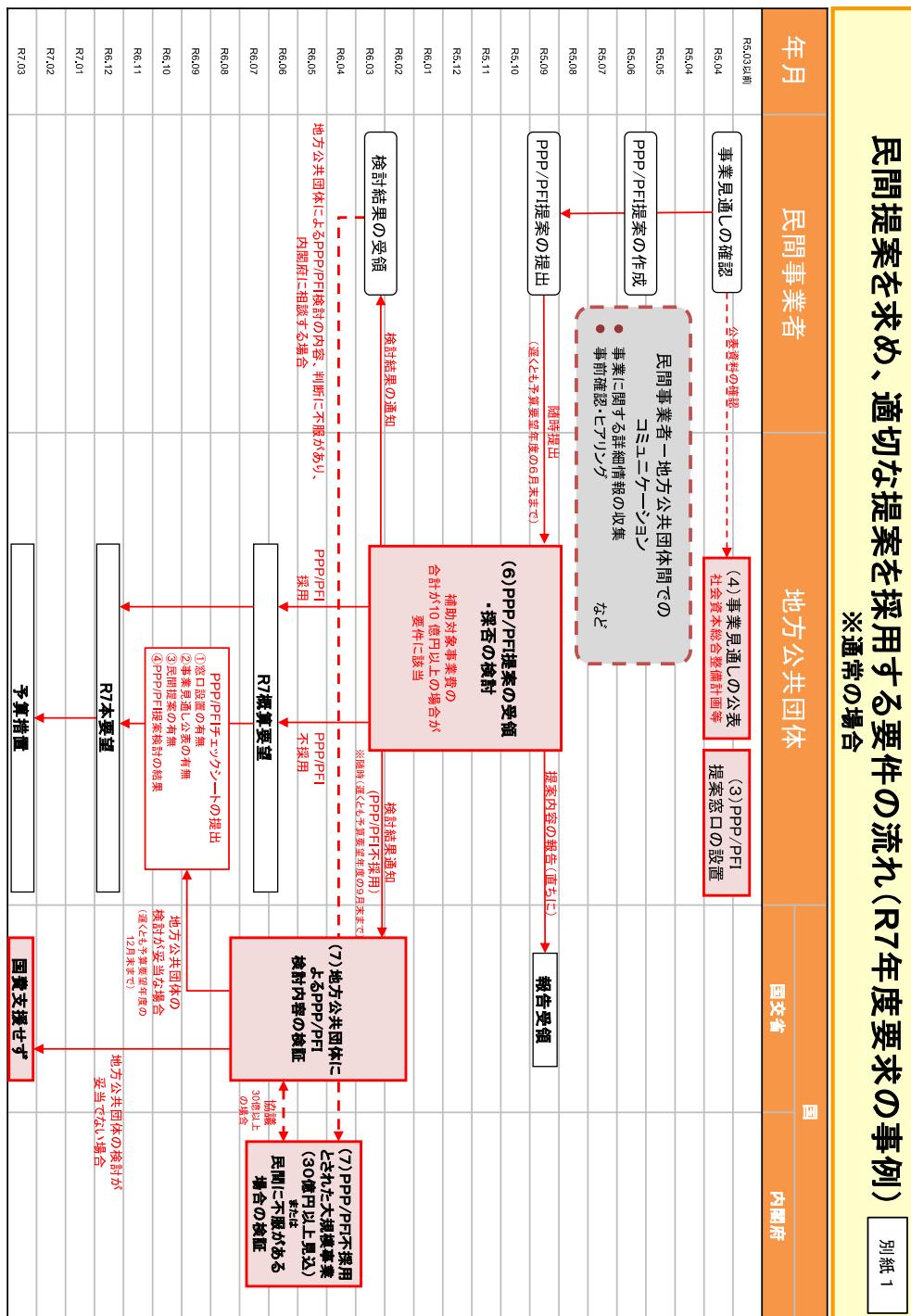
(7) 国土交通省への報告

(6)で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間企業からの提案書及び(6)の検討結果に関する報告書を、要望年度の9月30日までに別添様式5により国土交通省まで報告すること。国土交通省が地方公共団体等の報告内容を妥当と判断した場合のみ、当該事業を社会資本整備総合交付金等の交付対象とする。

なお、(6)のうち補助対象事業費の合計が30億円以上と見込まれる事業又は(6)の検討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、国土交通省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。その際、国土交通省又は内閣府から追加の資料提出を求める場合がある

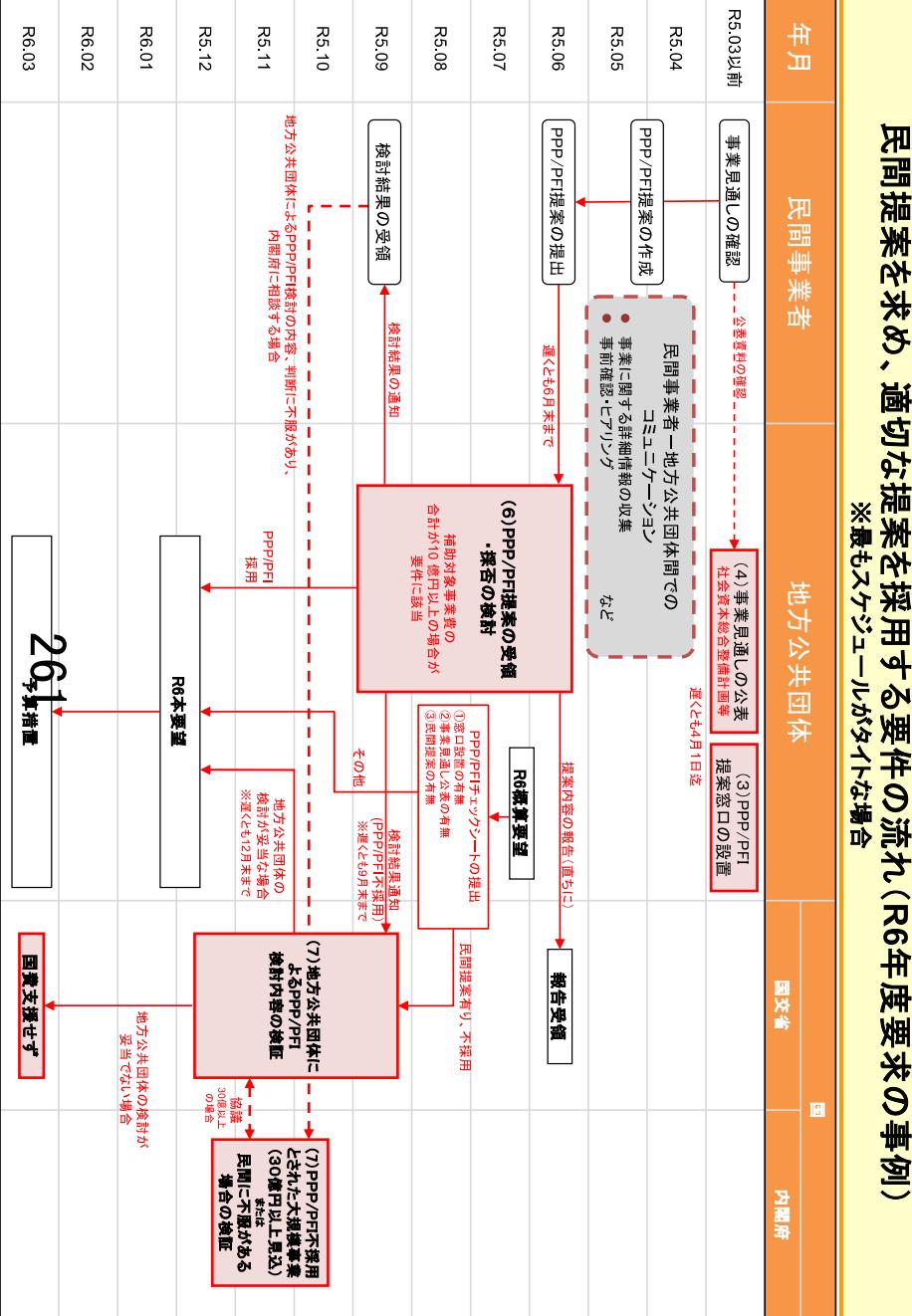
(8) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい



¹ https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf

民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ



○○市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- ○○市社会資本総合整備計画
- ○○市公共下水道事業計画
- ○○市下水道ストックマネジメント計画
- ○○市下水道経営戦略
- その他

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願ひいたします。

- PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル (R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)
- 国土交通省下水道部 HP (各種ガイドライン)

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当 : ○○市下水道局○○課

電話 : ***-***-***

E-mail : *****@city.*****.lg.jp

提出日 :

コンセッション（公共施設等運営権）方式の導入に係る検討結果報告書

<検討対象（該当施設がある処理区）>

1. 実施主体名	
2. 処理区名	
3. 処理場名	
4. 現在の運営手法	直営・委託・包括的民間委託・DBO方式・コンセッション以外のPFI方式 ・コンセッション方式・その他（ ）

1. 検討時期（いずれかを選択）

(1) 今回検討を実施	<input type="checkbox"/> 「2. 検討結果」に必要事項を記入
	【具体的検討時期】
(2) 今後検討予定	【理由】

2. 検討結果

「下水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」又は「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を実施する。

1. 検討単位	処理区単位・処理場単位・その他（ ）			
2. 簡易な検討				
従来手法との費用総額の比較による評価結果				
	従来手法の費用	コンセッション方式による費用		
合計（現在価値） (百万円)				
前提条件等				
費用換算できない リスク項目等				

3. 検討結果

- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式導入に向けた詳細検討を実施
- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式以外のPPP/PFI方式導入に向けた詳細検討を実施

【詳細検討に進むPPP/PFI方式の概要及びコンセッション方式の導入に向けた将来の検討見通し】

- その他

【コンセッション方式を含むPPP/PFI方式の導入を現時点で予定していない場合はその理由及び将来のコンセッション方式導入に向けた検討見通し】

※検討内容については、必要に応じて参考資料を添付すること。

提出日:

広域化（処理場の統廃合）に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名	
2. 実施主体名	
3. 処理場名	
4. 施設名	
5. 工事名	
6. 概算工事費（百万円）	

当該処理場を廃止する場合に最も統合する可能性が高いと考えられる処理場（統合検討対象処理場）と、統合する場合と統合しない場合の比較を実施する。

※離島地域など地理的要件等により、統廃合の実施が想定されにくい場合についてはその旨を3.に記載すること。

1. 統合先検討対象処理場

統合先検討対象処理場名 :

統合先検討対象処理場管理主体 :

2. 統合に関する検討
(以下の(1)、(2)のいずれかの評価を実施し、その結果を記載すること)

(1) 統合に関する経済性比較結果（維持管理費含む）

	統合する場合	統合しない場合
年あたり費用 (百万円／年)		

(2) その他の評価

【評価内容】

3. 1, 2を踏まえた総合的な処理場の統廃合の検討結果

提出日:

「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る報告書

<検討会の基礎情報>

1. 都道府県名	
2. 検討会名称	
3. 検討会設立日	平成 年 月 日
4. 構成団体名 市町村・一部事務組合等	

検討会における検討状況

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け国下事第56号等）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び関係市町村からなる検討の場を設け、検討に着手する。

1. 検討の場の開催状況

	開 催 日 時	参 加 团 体
第1回		
第2回		
第3回		
第4回		

※記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

2. 検討状況

平成30年度に実施した検討の場における検討状況（なるべく具体的に記載のこと）

提出日 :

新技術の導入に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名			
2. 実施主体名			
3. 处理場名			
4. 施設名			
5. 工事名			
6. 新設/増設/改築の別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
7. 概算工事費（百万円）			

8. 新技術等の導入検討の有無

<input type="checkbox"/> 有	→ 9.
<input type="checkbox"/> 無	<p>【理由】</p> <p><input type="checkbox"/>今回の事業範囲で適用可能なB-DASH実証技術が無いため。</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>

9. 新技術等の導入検討結果

(今回事業範囲で導入可能なすべてのB-DASH技術を記載)

(1) 導入検討技術名			
(2) 導入可否	<p><input type="checkbox"/>可</p> <p><input type="checkbox"/>否【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>当該技術より他の新技術の方が効果が高いと判断されたため。 →他技術の名称 () <input type="checkbox"/>必要な機能・性能が満足できないため。 <input type="checkbox"/>設置スペースや維持管理動線が確保できないため。 <input type="checkbox"/>経済性が劣ったため。 <input type="checkbox"/>維持管理性が劣ったため。 (-施設に複数技術が混在、機器点数が著しく増加、有資格者が新たに必要、など) <input type="checkbox"/>その他 () 		

提出日 :

PPP/PFI実施に係る民間提案評価報告書

1. 実施主体名		
2. 対象施設のある処理区名		

1. 窓口設置、事業の見通し公表について

(1) 提案受付窓口URL	公表している情報	公表時期
	<input checked="" type="checkbox"/> 社会資本総合整備計画	
(2) 事業の見通し公表状況	<input type="checkbox"/> 下水道事業計画	
	<input type="checkbox"/> ストックマネジメント計画	
	<input type="checkbox"/> 経営戦略	
	<input type="checkbox"/> その他(具体名:)	

2. 事前のコミュニケーション状況

事前のコミュニケーション状況	日時	内容	備考(提供資料や面談内容等)
		資料提供、面談、その他	

3. 提案概要

※公共施設ごとに業務内容や手法が異なるなどの場合は、別様式でも可

(1) 提案書提出日			
(2) 公共施設等の概要 ※一部の場合は施設名を記載	<p>【下水道事業】処理場[*] (全体、一部:) 、ポンプ場、管路、 その他(具体内容:)</p> <p>【その他事業】(具体内容:)</p>		
(3) 業務内容	設計・建設(新設、改築)、維持管理(運転、保守) 、その他(具体内容:)		
(4) 事業手法	包括的民間委託、DB方式、DBO方式、PFI方式(従来型) 、コンセッション方式、その他()		
(5) 事業期間	設計・建設期間:		維持管理・運営期間:
(6) 事業費 単位:千円	設計・建設費	維持管理・運営費	合計(全体事業費)
①従来型事業による事業費	補助対象		
②PPP/PFIによる事業費			

4. 評価結果

※独自の評価項目を設けているなどの場合は、別様式でも可

(1) 評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 不採用 <input type="checkbox"/> 一部採用 (不採用部分:)
	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、妥当性判断ができない。
(2) 理由	【その他理由】

5. 項目ごとの評価結果

(1) 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(2) 提案の実現可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(3) PFI 手法を活用することの妥当性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(4) 財政に及ぼす影響	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(5) 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(6) その他（特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施）	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上地方整備局等)
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

令和 5 年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について

下水道事業の執行については、各事業主体において鋭意ご尽力いただいているところですが、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の交付対象範囲について、改めて下記事項を確認いただき、適切な執行をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方をお願いいたします。

なお、確認事項の内容について、不明な点等がある場合には、個別に相談をお願いいたします。

記

I. 計画等

1 測量設計費について

以下の①～⑯の調査・検討業務について、測量設計費として交付対象となる。

①計画放流水質の算出（季節別処理水質等との整合の検討を含む）及び段階的高度処理等の処理方法の評価を実施するための調査（水質調査を含む）・検討、その他施設計画の検討に係る業務。

②計画的な地震対策事業、津波対策事業の実施に必要なシミュレーションの実施、下水道施設の耐震診断、耐津波診断等に係る点検、調査その他の施設計画の検討業務。

③浸水対策事業の実施に必要な、豪雨時におけるマンホールの安全性、下水道施設の耐水性、浸水安全度の向上のための施設計画等に係る調査（水位・流量観測、水理模型実験を含む）、その他の施設計画の検討業務。

④合流式下水道の改善に係る検討（合流式下水道緊急改善計画見直しを含む。）に必要なシミュレーションの実施、施設計画に係る調査、越流水質状況等のモニタリング調査その他の施設計画の検討業務及び社会资本整備総合交付金交付要綱に定める合流式下水道の改善に係る事業についての評価の実施に係る調査。

⑤計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管渠等）の点検、調査、既設管渠の漏水、浸入水に係る点検、調査（空洞調査、情報収集調査を含む。）その他の施設計画の検討（AI、IoT を用いるものを含む。）業務。

⑥ディスポーザー導入の可否検討に必要な点検、調査その他の施設計画の検討業務。

⑦効率的な事業実施のためのアンケート調査・事業内容及び事業規模の見直しを含む施策の優先順位の検討・基本的な計画検討（見直しを含む。）等業務。

⑧事業再評価において、費用対効果を分析するために必要な調査（CVM調査を含む。）・検討に係る業務。

⑨地下水や地盤への影響等、下水道工事の実施に伴って生じる事業損失を把握するための事前及び事後の調査。

⑩公共工事の品質確保のために必要となる施工監督、積算に必要な資料の作成、技術提案の審査評価などの現場技術業務（「都市・地域整備局所管補助事業における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日付け都市・地域整備局各課長連名通知）を参照）。

⑪工事の積算において物価資料等に公表されていない単価を決定するにあたり、特別調査により単価を調査する業務。

⑫ポンプ場・処理場等を対象にBIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設計画等を実施する業務。

⑬事業の実施を前提としたPPP/PFI事業を含めた事業実施手法の導入スキーム及び実施方針等の検討に関する調査。

⑭処理場及びポンプ場等の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoT を用いるものを含む。）、下水道システムの再構築に資する調査計画業務。

⑮汚泥等の肥料・燃料としての利用に係る計画の検討業務（汚泥等の成分分析、肥料・

燃料の試験又は分析を含む）、複数処理区の汚泥等（他の汚水処理施設から発生する汚泥及び汚泥以外のバイオマスを含む。（以下同じ。））の集約処理や複数の市町村にわたる広域的な汚泥処理に係る計画の検討業務。

⑯下水道事業として行う下水熱利用設備の整備に必要な下水の流量・温度等の調査、シミュレーションその他の施設計画の検討業務。

⑰「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」（平成29年9月15日付け国水下事第38号）に基づく、施設の設計見直しに係る検討業務。

2 雨水公共下水道事業の取り扱いについて

社会资本整備総合交付金交付要綱「イー7－（1）、ロー7－（1）通常の下水道事業」に定められた「①公共下水道事業」は、その交付対象事業の要件を「特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの」としており、これまで特定環境保全公共下水道事業を予定していた地区において、地理的又は経済的な要因等により浄化槽区域へ見直した地区で行う雨水公共下水道事業については、「①公共下水道事業」として行うことができる。

なお、「⑤特定環境保全公共下水道事業」として雨水公共下水道を実施することはできない。

II. 管渠

3 流域下水道管渠の終点マンホールの位置について

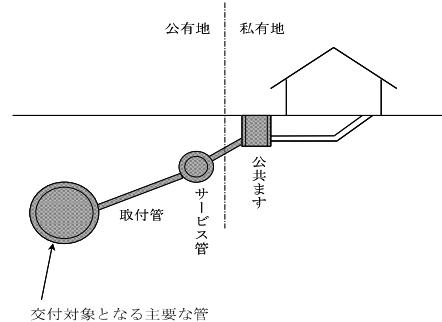
- ・ 流域下水道の管渠の末端に位置する市町村において、複数の処理分区が存在する場合、分岐する流域下水道管渠の終点マンホールの位置は、各終点における流入面積或いは水量の合計が、当該市町村の全体の処理面積或いは水量の1/3となる地点に、以下の要件をすべて満たすものについては、各終点における処理人口の合計が概ね1,000人以上となる地点に決定できるものとする。

- 1) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第62号）の規定により水質保全を図る地域として指定される地域におけるもの又は上水道の取水口より上流に処理した下水を放流するもの。

- 2) 水質保全のための高度処理を実施しているもの。
(個々の処理分区毎に流入面積或いは流量の1/3、または処理人口1,000人で決定する必要はない。)

- ・ 大規模開発に関連する場合や終点マンホールを設けることが地形上或いは維持管理上困難である場合等、上記により難い場合には個別に相談されたい。

4 公共下水道の管渠に附属する公共ます、取付管について



公共ますから交付対象となる主要な管渠に取付管を設ける際に、取付管の数を少なくし、主要な管渠に並行した管渠（以下「サービス管」という。）を敷設した方が経済的に有利な場合については、取付管及び公共ますに加え、当該サービス管についても交付対象となる。

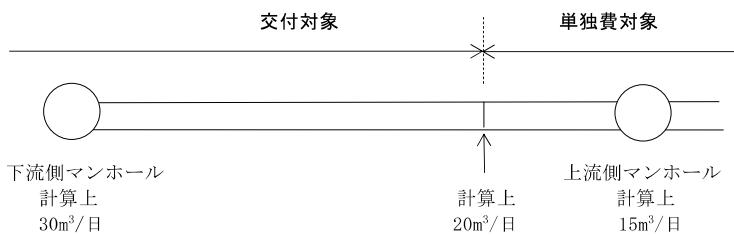
5 公共下水道に係る主要な管渠の終点の考え方について

公共下水道に係る管渠の工事区間が、交付対象となる主要な管渠に係る区間と主要な管渠とならない管渠（地方単独費で施工する管渠）に係る区間に跨る場合、その下水排除量が、別表に定められている下水排除量の基準以上となる区間が計算上設定される場合には、按分計算等によりその区間までの事業費を算出し、主要な管渠として交付対象とすることが可能である。

【参考】

5について

（例）一般市（乙）の分流式の汚水管渠で第2種の場合
(予定処理区域の面積：100ha以上)



6 雨水増補管に係る取り扱いについて

既設の雨水管の雨水排除能力を補うために別途に増補管（ネットワーク管を含む。）を設置する場合、これらと同等の雨水排除能力を有する雨水管を敷設するとした場合の仮想の管渠口径あるいは下水排除面積が、主要な管渠の範囲を定める別表の基準を満足していれば、当該雨水増補管は交付対象となる。なお、道路拡幅の工事等に伴う改築につ

いて既存管渠を2条化することが経済的な場合においても同様の措置とする。

7 マンホール蓋浮上防止対策について

マンホール蓋浮上防止対策については、交付対象となる主要な管渠に係る対策工事は交付対象である。また、防止対策に係る調査については、交付対象となる対策工事と密接に関連し、一体的に防止対策を講ずる必要があると認められる場合には、当該交付対象となる対策工事に係る調査と併せて、交付対象として調査を行うことができる。

8 下水道管渠敷設の竣工検査におけるTVカメラ検査について

交付対象管渠の工事に関しては、交付対象事業の一環として可能である。

9 公共下水道管渠及びその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計等について

公共下水道管渠又はその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計、流量計、流向計、監視カメラ、遠方監視制御設備その他の施設管理に必要な機器は、交付対象とする。

10 下水道リノベーション推進総合事業における積雪対策推進事業

投雪口周辺の管渠拡幅に対する交付については、周辺の管渠拡幅を行わないと投雪口が設置できない場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について^{Ⅷ 1. (2)} ①若しくは②の「その他必要な施設」として交付対象となる。

11 光ファイバー対応管について

光ファイバー対応管への交付は可能である（ただし、主要な管渠に限る。）。

12 下水道輸送システム（真空式・圧力式）について

自然流下方式に代わる真空式・圧力式の下水道輸送システムにおける管理区分及び交付対象の範囲は次のとおりとする。

- ①宅地内に公共設置ますが設置されている場合は、その下流側を下水道施設とする。
- ②宅地内に公共設置ますが設置されておらず、代わりに貯水タンク・真空弁（真空式）もしくは貯留槽・グラインダーポンプ（圧力式）が設置されている場合は、当該施設以降の下流側を下水道施設とする。
- ③圧力式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から圧力開放されるまでとする。
- ④真空式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から真空ポンプまで、もしくは真空ポンプ直後に圧送されている場合は、圧力開放されるまでとする。
- ⑤交付対象となる下水道輸送システムの範囲については、当該都市の過去3年間の平均的な交付対象率とする。

13 貯留・浸透施設について

下水道浸水被害軽減総合事業は、貯留施設及び浸透施設を組み合わせて整備することが可能である。この場合、「貯留施設が受け持つ下水排除面積」と「浸透施設と同等の機能を有する貯留施設が受け持つと考えられる下水排除面積」との和を下水排除面積とみなすものとする。

14 汚水に関する下水管渠の維持更新について

汚水に関する下水管渠の維持更新については、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年告示第1705号）第6項第10号において、「汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水管渠の維持更新（管渠の排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。」こととしているが、この取扱いについては、以下のとおりとする。

①汚水処理の衛生処理システムの概成

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が95%以上とする。

②重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等

下水道法第2条の2の流域別下水道整備総合計画に基づいて下水道事業を実施する場合で、「場合等」の「等」とは、下水が適切に処理されないまま放流されると、公衆衛生上の問題、公共用水域の水質保全等に直接的かつ多大な影響を与えることが懸念される処理場のこととする。

③管渠の排除能力や水質改善機能の増強

- 1)当該管渠が受け持つ汚水の排除量の増加を伴うものとする。
- 2)管渠の耐震性、耐圧性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性、耐用年数の向上（既設管の耐用年数よりも大幅に長寿命となるもの）となるものとする。

15 主要な管渠の改正に伴う経過措置について

「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」（令和3年4月2日国水下事第1号）3(8)において、「令和2年度までに設計を実施したもの」とは、令和2年度予算にて設計業務に着手し、令和3年度内に完了したものを含むこととする。

16 路面復旧工事の交付対象基準について

路面復旧工事の交付対象基準については、「下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の運用について」（平成15年5月30日事務連絡）で通知したところであり、それに準拠することとするが、道路管理者の占用条件により指示された面積についても交付対象となる。

III. 処理場

17 放流水の脱色設備について

脱色設備としての交付には、条例等による水質規制上の位置づけを必要とする。

18 水処理施設等における銅板設置（防藻対策）について

必要性が認められれば交付可能である。

19 場内配管の更生工事について

一般管渠と同様に、令和元年7月3日付け事務連絡「下水管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」によること。

20 汚泥処理設備について

下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備は、汚泥処理設備として交付可能である。

IV. 共通

21 防食（処理場、ポンプ場、マンホール内壁の防食）対策について

改築関係の調査（交付対象）を実施し、必要性が認められれば実施可能である。なお、ケレン等の作業も工事の一環として交付対象として実施可能である。

22 工事施工調整会議（通称）について

公共工事の品質確保を図るため、工事発注後、発注者、受注者、建設コンサルタントの3者による工事施工調整会議（通称）を開催する場合において、当該会議の運営に別途必要となる費用は、交付対象となる。

23 下水道工事に関する施工合理化調査等について

下水道用設計標準歩掛に関する施工合理化調査や土木工事積算基準に関する諸経費動向調査等に係る調査費用については、交付対象となる。

24 補償費の取扱いについて

交付対象である下水道工事における土地の買収に伴う物件移転補償費、権利消滅費等の補償費については、当該下水道工事の施工年度以外のものも交付対象となる。

25 アスベスト対策について

ポンプ場、処理場等の建築物に係るアスベスト除去対策については、点検等により緊急性が高いアスベスト除去対策の必要性が生じた場合においては、個別に協議相談することとされたい。

- 26 耐震化について
布設替えや管更生等の管渠の改築、機械・電気設備の更新や長寿命化対策を含む処理場・ポンプ場の改築については、地震発生時の機能確保にも資するものは、耐震化の一環として実施可能である。
- 27 処理施設等の津波対策について
「最大クラスの津波」が発生した際にも下水道施設の基本機能を確保あるいは避難機能を確保するために必要となる津波対策については交付対象である。
- 28 下水道施設のネットワーク化について
改築時に必要となる機能確保・汚水処理の効率化などの平常時の施設の効率的かつ適切な管理及び災害時の施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化・二条化施設に関し、処理場間を結ぶものや主要な管渠に係るものについては交付対象となる。
- 29 圧力管の二条化について
圧力管のうち、地震等で破損した際に速やかに応急復旧を行うことが困難な管に予備を設けて二条化する場合については交付対象である。
- 30 雨量レーダーの設置について
雨量レーダーについては、XRAIN の活用を基本とするが、下水道施設の運転制御のため、XRAIN の情報を補完する雨量情報が必要と認められる場合に限り交付対象である。
- 31 コンセッション等 PFI 事業における SPC 運営経費について
コンセッション等 PFI 事業における SPC の活動に必要な経費については、施設整備に係るものに限り、交付対象である。
- 32 下水道広域化推進総合事業におけるシステム整備について
下水道台帳システム、固定資産台帳システム、財務会計システム等、下水道事業に関するシステム全般が交付対象となる。
なお、システム整備を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとしているため留意されたい。
- 33 効果促進事業について
下水道事業に関する効果促進事業の事例として、次のようなものが考えられるので、事業実施にあたって参考とされたい。なお、基幹事業と一体性を有する事業のみ効果促進事業の対象としていることに留意されたい。
- ・ 災害時応急復旧資機材(移動式非常用電源、仮設配管、マンホールトイレ等)の整備
 - ・ 排水ポンプ車の整備
 - ・ 内水ハザードマップを活用した防災訓練
 - ・ 実証実験(民間への間接補助を含む。)の実施
 - ・ 広報活動、環境教育の推進(学校教育への支援等)
 - ・ 下水道 BCP の策定
 - ・ 雨水調整池の清掃ボランティア活動への支援
 - ・ 排水設備の設置促進(間接補助)
 - ・ カラーマンホール蓋の設置(主要な管渠に付帯するものに限る。)